

# 鹿嶋市通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組み方針～

令和2年3月

鹿嶋市通学路安全対策推進会議

## 1 プログラムの目的

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童生徒が死傷する事故が相次いで発生したことから、文部科学省、国土交通省及び警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の一層の確保を目的とした関係機関合同による緊急合同点検を実施するよう全国自治体に要請がありました。

これを受けて、鹿嶋市では、平成24年7月に小学校の通学路において関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、必要な安全対策について協議してきました。

引き続き通学路の安全確保に向けた取組みを行うため、関係機関の連携体制を構築すべく、「鹿嶋市通学路安全対策推進会議」を設置し、協議の上とりまとめた安全対策等の内容について、「鹿嶋市通学路安全プログラム」として策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図っていきます。

## 2 鹿嶋市通学路安全対策推進会議について

各関係機関の連携を図るため、以下の所属の担当者（鹿嶋市においては次長及び課長を含む。）をメンバーとする「鹿嶋市通学路安全対策推進会議」を設置します。

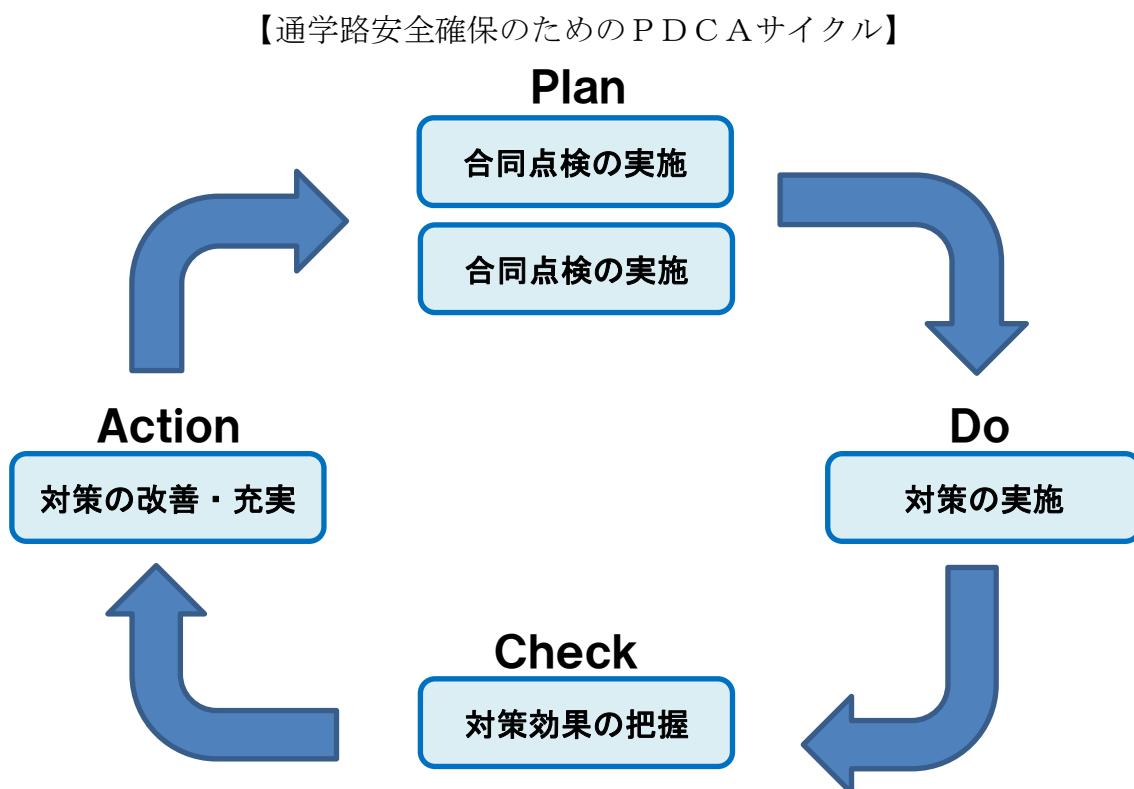
- ・ 国土交通省常陸河川国道事務所
- ・ 茨城県潮来土木事務所
- ・ 鹿嶋警察署
- ・ 鹿嶋市市民生活部交通防災課
- ・ 鹿嶋市都市整備部道路建設課及び施設管理課
- ・ 鹿嶋市教育委員会事務局総務就学課

この会議の事務局は鹿嶋市教育委員会事務局に置きます。

### 3 基本方針

#### (1) 基本的な考え方

通学路の安全を確保するために、今後も合同点検を継続するとともに、対策後の効果把握を行い、対策の改善・充実を行います。



#### (2) 定期的な合同点検

##### ①合同点検の実施

- ・市内の各小中学校の通学路の合同点検を実施（毎年1回）します。
- ・効率的かつ効果的に合同点検を行うため、各学校から通学区域内の危険箇所を事前に報告を受け、事務局による内容選定のうえ、重点課題を設定して合同点検を行います。

##### ②合同点検の体制

- ・学校ごとに、学校、常陸河川国道事務所、潮来土木事務所、鹿嶋警察署、交通防災課、道路建設課、施設管理課、総務就学課等が参加しま

す。

### (3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策・改善必要箇所について、箇所ごとに歩道整備や看板設置等のハード面の対策や交通規制や交通安全教室等のソフト面の対策など、各箇所に応じて具体的な実施メニューを検討します。

### (4) 対策の実施

対策の実施に当たっては、対策が円滑に進むよう、関係者間の連携を図ります。

### (5) 対策効果の把握

合同点検に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各小中学校を通じて、対策効果の把握を行います。

### (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

## 4 箇所図，箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し公表します。